

# 御前崎市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

## 1 目的

ふるさと納税制度による御前崎市への寄附促進と魅力や地元特産品等の PR、販路拡大等に伴う地元産業の活性化を図るため、市外在住の寄附者に対し、お礼の品として進呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する協力事業者を募集します。

## 2 協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所（営業所）、工場のいずれかが市内にある企業、団体または個人事業者であること。
- (3) 依頼後、速やかに返礼品を発送できること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる、暴力団の構成員等でないこと。

ただし、上記の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

## 3 返礼品の要件

- (1) 返礼品は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしてします。
  - (ア) 御前崎市の特産品や魅力を伝えられるものであり、地域産業の振興につながる要素をもつ商品やサービスであること。
  - (イ) 御前崎市内で生産、製造、加工、サービス等がなされているもの、または市内の原材料を使用しているものであること。
  - (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間や数量を限定して供給可能なものは対象とする。
  - (エ) 地方税法第三十七条の二に規定された返礼品の基準に適合するものであること。
  - (オ) 取りまとめ事業者が必要とする書類の提出が可能であること。

(2) 返礼品の価格は、次の表に掲げる区分とします。

寄附金額	返礼品の価格
110,000 円未満 (1,000 円刻み)	寄附金額の 3 割以下とする
110,000 円以上 (10,000 円刻み)	

※ 返礼品の価格については、返礼品協力事業者と取りまとめ事業者が個別に相談して決定します。

※ その他、高額商品や価格設定区分については個別に御相談ください。

#### 4 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税の寄附受付インターネットサイト「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「auPAY ふるさと納税」、「ふるなび」、「セゾンのふるさと納税」、「ANA のふるさと納税」、「さとふる」及び市のホームページに、返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載します。
- (2) 御前崎市が作成するふるさと納税パンフレット等に返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載することがあります。
- (3) 返礼品の発送時に、商品のパンフレット等を同封することができます。

#### 5 取りまとめ事業者

ふるさと納税の効果的な推進、安心安全を考慮した返礼品の手配、配送等に係る個人情報の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、以下(1)及び(2)の事業者をそれぞれ取りまとめ事業者として指定しています。

協力事業者及び返礼品の選定にあつては、2及び3の要件のほか、取りまとめ事業者の条件に合致するかどうかを含め、総合的に判断します。

なお、適当と認められた場合は、取りまとめ事業者との契約が必要となります。この契約をもって、協力事業者登録の手続きが完了したものとします。

(1) ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、auPAY ふるさと納税、ふるなび、セゾンのふるさと納税、ANA のふるさと納税 取りまとめ事業者

株式会社 J T B ふるさと開発事業部

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 2-1-25

TEL : 06-6260-0600 (代表) FAX : 06-6260-0610

(2) さとふる 取りまとめ事業者

株式会社さとふる

〒104-0031 東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン 13 階

TEL : 03-6262-7415 FAX : 03-6262-6146

## 6 申込み受付期間

随 時

## 7 申込み方法

別紙「御前崎市ふるさと納税返礼品協力事業者エントリーシート」に必要事項を記入し、御前崎市役所企画政策課へ提出してください。

エントリーシートの提出後、取りまとめ事業者より連絡します。

## 8 個人情報の保護

協力事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、御前崎市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

また、寄附者の個人情報は返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品の発送時に同封したパンフレット等により、改めて寄附者から協力事業者へ商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

## 9 その他留意事項

- (1) 積極的に御前崎市をPRし、シティセールス活動に努めてください。
- (2) 協力事業者は、登録された返礼品を変更または辞退する場合は、速やかに取りまとめ事業者へ報告してください。
- (3) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について取りまとめ事業者へ報告してください。
- (4) 市は、登録された協力事業者及び返礼品が、本要項2及び3に定める要件に適合しなくなると認める場合は、その登録を取消すことがあります。
- (5) 本要項の内容は、国の制度改正等により変更する場合があります。

### 【申込み・問合せ先】

御前崎市役所 総務部 企画政策課

〒437-1692 静岡県御前崎市池新田 5585 番地

TEL : 0537-85-1161 FAX : 0537-85-1137

Mail : furusato@city.omaezaki.shizuoka.jp